

# 公益社団法人日本エアロビック連盟 エアロビックリーダー規程

## (趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)認定エアロビックリーダーに関する事項を定める。

## (任務)

第2条 エアロビックリーダーは地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせたエアロビックの普及に務めるものとする。エアロビックリーダーは専門指導者としての自覚と情熱を持ち、全人格的な広い視野と高い見識を持たなければならない。

## (基礎資格)

第3条 エアロビックリーダーの基礎資格(受講条件)は次の通りとする。

(1)受講年度の4月1日現在で満18歳以上とする。

## (養成講習会)

第4条 受講希望者は、第3条に該当していれば、本連盟に直接受講申し込みができる。

## (資格の種類)

第5条 種類は「エアロビックリーダー」一種類とする。

## (資格の認定と登録)

第6条 エアロビックリーダーは養成講習会修了後本連盟の定める資格審査を経て認定される。

- 2 認定を受ける者は、別に定めるエアロビック指導者登録規程及び個人賛助会員規程に則り手続きをして本連盟に登録するものとする。
- 3 エアロビックリーダー資格を登録後、公認エアロビック指導員の共通科目を取得し、所定の手続きをとることで、公認エアロビック指導員の専門科目が免除となる。

## (資格の有効期間と更新)

第7条 資格の有効期間は2年間とする。有効期間内に本連盟が開催する資格更新研修会を修了し、所定の更新手続きをすることによって有効期間は更に2年間延長される。

- 2 別に定める登録規程に則り、有効期限内に資格を更新しない場合は資格を失う。

## (資格の停止と取り消し)

第8条 別に定める倫理規程の違反行為など、エアロビックリーダーとしてふさわしくない行為があったときは認定を停止、または取り消す場合がある。

## (付則)

本規程は、平成27年4月1日から施行する。